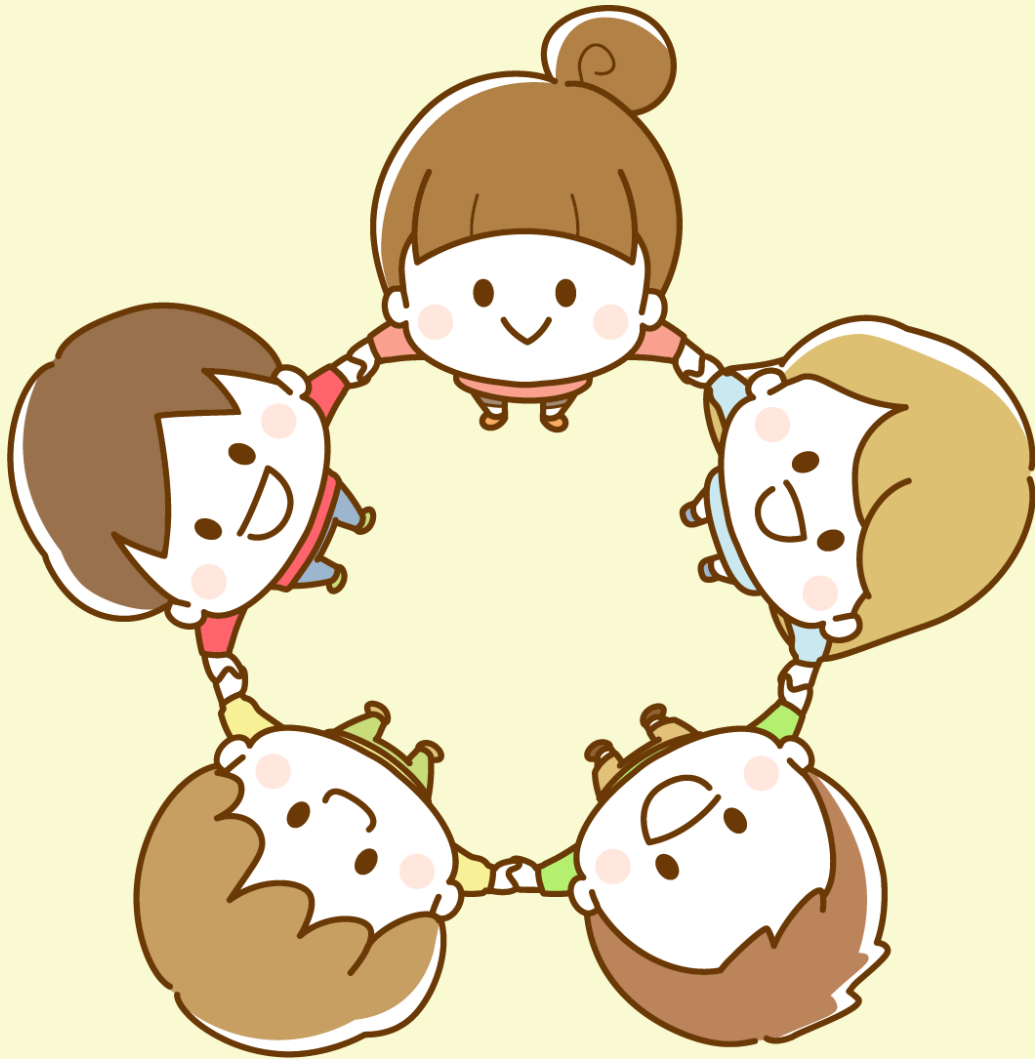


概要版

# 今治市こども計画



詳しくは

今治市こども計画

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/kodomokeikaku/>



令和7年3月

# 1 計画の策定にあたって

## 計画策定の趣旨

令和5年12月「こども大綱」が閣議決定されました。常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えること、こどもや若者を権利の主体として誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。

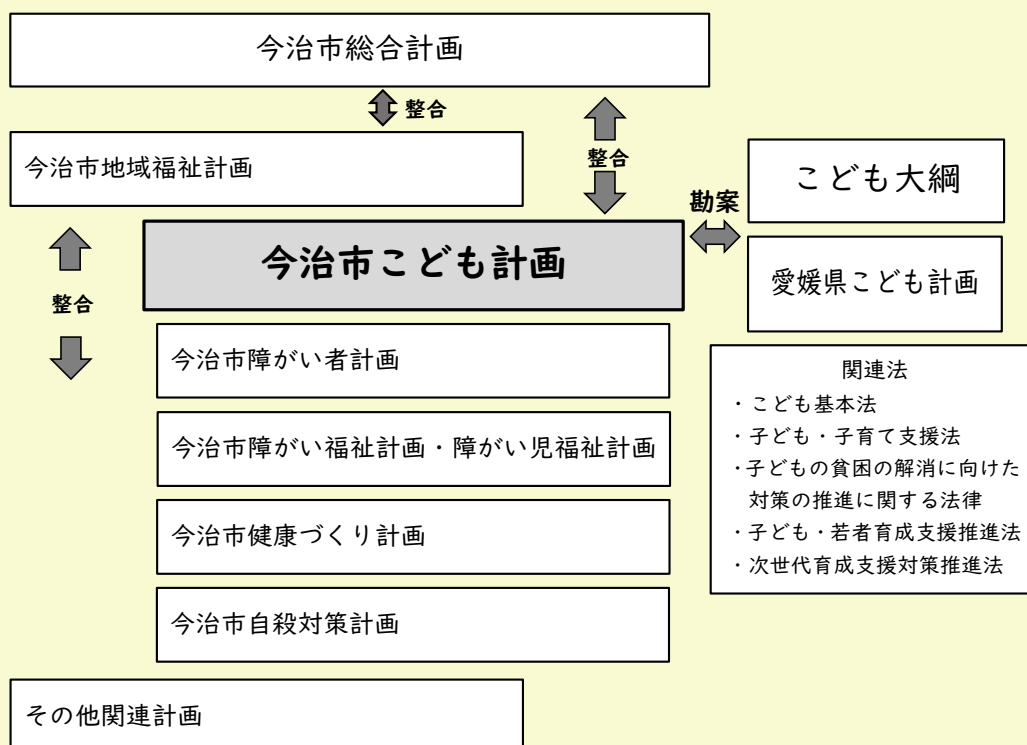
今治市では国の動きに先立ち、令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、関係機関の連携強化、窓口の一本化、市域の広さや多様なライフスタイルに合わせた対応など、妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。

「今治市こども計画」（以下、「本計画」）は、「こども大綱」の趣旨を踏まえ、これら社会の課題に対応しながら、こども・若者の成長と子育てを支援する取組を総合的かつ一体的に推進し、さらなる充実を図ることを目的に策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に規定する「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して作成するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「今治市総合計画」をはじめ、「今治市地域福祉計画」や他の関連する計画との整合性を図ります。



## 計画の対象と期間

本計画の対象は、こども大綱の理念に基づき、本計画については全てのこども・若者、子育て家庭を対象とします。こども・若者の範囲は、原則として0歳から概ね29歳までとしますが、施策の内容や個別の課題により、年齢で区切ることなく成長の過程にあるこども・若者を対象とします。

	0歳	15歳	18歳	30歳
こども				
若者				

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
今治市 こども計画	第2期今治市子ども・子育て支援事業計画					<b>◆今治市こども計画◆</b> 第3期今治市子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画 次世代育成地域行動計画				

## 計画の策定体制

本計画は、今治市附属機関である「今治市子ども・子育て会議」において審議の上、策定しました。また、子育て世代へのニーズ調査やこども・若者等へのアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とするとともに、若者を対象としたヒアリングをワークショップ形式で実施し、こども・若者の意見を聴取して計画策定の基礎資料としました。さらに、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見聴取を行い、計画書に意見反映を行いました。



こどもの意見聴取  
(こどものいけんBOXより)



若者の意見聴取  
(若者意見ヒアリングより)

## こども・子育てに関する市民の意識調査結果

本計画の策定における基礎資料として以下の3つのアンケートを実施しました。

- (1) こどもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査
- (2) こども・若者の意識と生活に関する調査
- (3) こどもの生活状況調査

## 調査結果からみえる課題

母親の就労率が上昇しており、現在就労していない人の就労希望も高い傾向が見られます。一方、こどもを預かってもらえる親族・知人がいない人や親族や知人がいても心配・心苦しい・不安がある人が多く、こどもの預かりについての課題が生じる可能性があります。

育児休業の取得率が低い状況にあります。子育て世代が仕事と家庭生活の両立を図るために、育児休業を取得しやすい環境を整える必要があります。

フルタイムで就労している人の子育て環境等への満足度が低くなっています。働く親へのサポートを拡充し、さらに子育て環境の整備や支援を充実させる必要があります。

若者の結婚希望は強いものの、経済的な問題を心配している人が多い状況です。若者の結婚への希望を実現できるよう、若者が結婚しやすい環境を整え、結婚や子育てをすることへのハードルを下げる必要があります。

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、こどもの将来の進学への希望が低い傾向があることが分かりました。貧困の連鎖を断ち切るためにも、学習支援等と同時に奨学金などの経済面での支援や将来の進路の選択肢を広げる取組が必要です。



# 今治版ネウボラについて

## ■今治版ネウボラの推進

令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、それに基づき組織改革を行いました。こども未来部にネウボラ政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせ、子育て支援を包括的に行う中核組織「未来子育て支援機構」として位置づけ「今治版ネウボラ」の子育て支援に取り組んでいます。

## ■今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備

「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所～こどもが輝く未来を創る～」という基本理念のもと、本市の子育てのランドマークとなる中核を担う拠点施設を整備する計画を進めるとともに、市内各所をネウボラサテライトとして位置づけ、今治版ネウボラの子育て支援を充実させます。



市内各所のネウボラサテライト

詳しくは

ネウボラ政策課

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/>





### 3

## 計画の基本理念と施策の展開

### 計画の基本理念

【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども  
～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

目指す姿

こどもが自分自身の幸せを実感しながら成長し、地域で心豊かに生活していけるよう、こどもの権利を守り、成長の土台である子育て世帯を切れ目なく支援し、成育環境を整え、持続可能な明るい希望の持てるまちになること

### 計画の基本目標

基本理念を実現していくために、4つの基本目標を定めました。

#### 基本目標 1

こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、人権を守る

#### 基本目標 2

こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援

#### 基本目標 3

こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

#### 基本目標 4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

## 施策体系

### 【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども  
～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

## 今治版 ネウボラの子育て支援

### ○基本目標 1

こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

#### ○基本施策

- 1) こども・若者の権利の擁護・周知
- 2) こども・若者の意見表明の機会の確保と社会参画の促進
- 3) 虐待やいじめなどの人権侵害の防止とヤングケアラーへの支援

### ○基本目標 2

こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

#### ○基本施策

- 1) 妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- 2) 相談体制の充実と情報発信の強化

### ○基本目標 3

こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

#### ○基本施策

- 1) 健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- 2) 子育てや教育に係る経済的支援の充実
- 3) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- 4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- 5) 支援が必要なこども・若者を対象とした支援の充実
- 6) 犯罪などからこども・若者を守る
- 7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

### ○基本目標 4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

#### ○基本施策

- 1) こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- 2) 結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- 3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進
- 4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

## 4

# 施策展開

### 基本目標1 こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

#### 施策の方向・主な取組

- 1 こども・若者の権利の擁護・周知  
こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
- 2 こども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進  
こども・若者の意見を広く聴取するための意見表明の機会確保や社会参画を促進します。
- 3 虐待やいじめなどの人権侵害の防止  
虐待やいじめなどの人権侵害や、ヤングケアラーの問題について、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

### 基本目標2 こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

#### 施策の方向・主な取組

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援  
こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。
- 2 相談体制の充実と情報発信の強化  
不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、わかりやすい情報の発信や相談体制の充実を図ります。

### 基本目標3 こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

#### 施策の方向・主な取組

- 1 健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備  
こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、質の高い保育・教育環境の整備を推進します。
- 2 子育てや教育に係る経済的支援の充実  
子育てや教育に係る経済的な負担を軽減するための事業や手当を行います。
- 3 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり  
こども・若者のニーズに沿った活動拠点等の居場所づくりを推進します。
- 4 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり  
各関係機関との連携・情報の共有を図り、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- 5 支援が必要なこども・若者を対象とした支援の充実  
障がいのあるこども・若者や引きこもり・不登校などに対する支援の充実を図ります。
- 6 犯罪などからこども・若者を守る  
犯罪や非行、災害などからこども・若者を守るための取組を推進します。
- 7 ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援  
困難を抱える家庭に対し、関係機関との連携強化により、状況に応じた支援を行います。



## 基本目標 4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

### 施策の方向・主な取組

- 1 こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成  
意識啓発や講座等の開催を通じて、やさしい社会づくりの機運醸成に取り組みます。
- 2 結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える  
若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。
- 3 共に協力しながら子育てできる社会の推進  
結婚・出産後の仕事と育児の両立を支援するとともに、女性と男性が共に協力しながら子育てできる社会を推進します。
- 4 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化  
プレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

## 成果指標

計画期間中（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の達成度を評価するため、成果指標を設定します。

### ■基本目標 1

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
家族から愛されている、大切にされていると感じるこどもの割合	小学生 91.3% 中学生 91.9%	増加
今の自分が好きだと思う若者の割合	63.0%	70%

### ■基本目標 2

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
子育ての環境や支援への満足度	未就学児保護者 24.9% 小学生保護者 24.4%	増加

### ■基本目標 3

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高いこどもの割合	小学生 75.4% 中学生 61.3%	70%
平日の放課後や休日を過ごすことができる場所(児童館等)を利用したことがあるこどもの割合	小学生 47.2% 中学生 56.6%	70%

### ■基本目標 4

成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合	68.1%	80%

詳しくは

今治市こども計画  
<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/kodomokeikaku/>



## 5

## 今治市子ども・子育て支援事業計画

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズの量の見込みと確保の見込み量を定め、計画期間の内の確保を目指します。

## 教育・保育の対象事業の一覧

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、預かり保育等	新1号、新2号、新3号認定

## 教育・保育の量の見込み

3歳以上の定員を待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員に移行することによって、計画期間内の待機者が発生しない受け入れ体制を構築します。

<陸地部>

区分	計画最終年度（R11）	
	量の見込み	確保の内容
幼稚園等	657	1,625
【1号】3～5歳、保育の必要性なし	453	1,625
【2号】3～5歳、幼児期の教育ニーズが高い	204	
保育園等	2,138	2,820
【2号】3～5歳、保育の必要性あり	1,093	1,703
【3号】0歳	252	246
【3号】1、2歳	793	871

各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。

<島しょ部>

区分	計画最終年度（R11）	
	量の見込み	確保の内容
幼稚園等	63	88
【1号】3～5歳、保育の必要性なし	44	88
【2号】3～5歳、幼児期の教育ニーズが高い	19	
保育園等	184	342
【2号】3～5歳、保育の必要性あり	121	169
【3号】0歳	15	33
【3号】1、2歳	48	140

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

今後必要とされる支援の質・量に対して、十分な提供体制を確保していきます。

事業名	事業の内容	計画最終年度（R11）	
		量の見込み	確保の内容
時間外保育事業 （延長保育事業）	通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	746人	2,408人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後等に学びや遊びを通して、健全な育成を図る支援活動を行います。	1,368人	1,599人
放課後子ども教室	すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組を図ります。	3箇所	3箇所
地域子育て支援拠点事業	0歳から概ね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざしたふれあいの場を提供する事業です。	4,940人回	5,100人回
子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間養育・保護する事業です。	48人日	48人日
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。	689件	689件
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	73,997人日	232,700人日
子育て世帯訪問支援事業	子育てに関する不安等を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	486人日	486人日
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。	62人	40人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、情報の提供、相談及び助言の実施、保護者同士の交流の場の設置等により、適切な親子関係性の構築を図ります。	16人	18人
病児保育事業	病児について、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。	2,650人日	3,120人日
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	3,200人	3,200人
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	21か所	21か所
乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問）	生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応する事業です。	656人	656人
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行う事業です。	656人	656人
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施することで、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。	94人日	94人日
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該こどもに係る食事の提供に要する費用の一部を補助する事業です。	54人	54人

詳しくは

子ども・子育て支援新制度の概要

[https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/kodomo\\_kosodate\\_sien/](https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/kodomo_kosodate_sien/)



## 計画の推進に向けて

## (1) 市内推進体制

本計画は、市内の教育や保育など多くの分野に関連しており、毎年各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、全庁的に各課が連携して取り組み、計画を着実に進めていきます。

## (2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、今治市全体として、こども施策の実施に取り組むことが求められています。そのため、子育て環境の向上のために、地域や関係機関・団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要であり、地域や関係機関・団体と行政との連携強化を図ります。

## (3) 計画の推進管理

計画の実行性の確保に向けて、PDCA (Plan (計画)、DO (実施・実行)、Check (検証・評価)、Act (改善) のプロセスを踏まえ、推進管理を行います。各課の取組については、計画の目標の達成状況を把握し、検証し、計画の進行管理に努めます。

## (4) SDGs 目標との対応

本市においては、2024年3月に、人口減少などの地域課題の解決を図り、市民が真ん中の視点に基づき、多様な主体と連携した様々な施策の実施を通して、地域社会の変革を促し、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することを宣言しました。経済・社会・環境の調和がとれた持続可能なまちを目指しています。

本計画の推進においても SDGs の趣旨を踏まえ、こども施策の推進に取組み、SDGs の目標達成に貢献します。



詳しくは

今治市 SDGs 宣言

<https://www.city.imabari.ehime.jp/simingamannaka/sdgs/sengen/>

発行年月：令和7年3月  
発行：今治市  
編集：今治市 こども未来部 ネウボラ政策課  
TEL：(0898) 36-1553  
FAX：(0898) 34-1145  
E-mail: neuvola@imabari-city.jp